

鹿児島高専テクノクラブ号の使用に関する申し合わせ

令和6年4月25日

校長 裁定

(趣旨)

第1条 この申し合わせは、鹿児島工業高等専門学校公用自動車運行管理要項（平成19年10月12日運営会議決定）（以下「要項」という。）第9条に基づき、鹿児島高専テクノクラブから寄附された鹿児島高専テクノクラブ号（以下「KTC号」という。）の運行及び管理について必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 KTC号は、以下の事由に該当する場合に使用できるものとする。

- (1) 鹿児島高専テクノクラブに関する用務に供するとき
- (2) 地域共同テクノセンターに関する用務に供するとき
- (3) 企業や自治体等との協働・連携に関する用務に供するとき

2 上記の目的以外でも、他の公用車がすべて予約されていて、かつ KTC号の使用予定がない場合は、地域共同テクノセンター長が許可すれば使用できるものとする。ただし、以下に挙げる用務は除く。

- (1) 部活動に関する用務
- (2) 学生の送迎等に関する用務
- (3) 物品の搬出・搬入及び購入に関する用務

(使用手続き)

第3条 KTC号を使用する教職員は、予約を行うものとする。

2 予約手続きは、使用する日の1週間前からとする。ただし、前条第1項第1号及び2号に該当する場合は12週間前から予約可とし、前条第1項第3号に該当する場合は4週間前から予約可とする。

3 KTC号の使用は、原則として予約申込順とする。ただし、使用の調整が必要な場合は、当事者相互間の協議により調整するものとする。

(その他)

第4条 その他、本申し合わせに具体的記載のない事項については、地域共同テクノセンター長の判断によるものとする。

附 則

この申し合わせは、令和6年4月25日から施行する。